

オンライン開催

ハラスメント防止対策のポイントと実務

～企業に於けるパワハラ防止対策を中心に具体的な事例や対応方法等をご紹介～

事業主に、職場におけるパワーハラスメントの防止措置を講じることを義務付ける「改正労働施策総合推進法」（いわゆるパワハラ防止関連法）が、2020年6月に（中小企業は2024年4月～）施行されていることはご承知のとおりです。この改正により、職場におけるパワーハラスメントが法的に定義され、これを防止するために「雇用管理上必要な措置」を講じることが事業主の法的義務となり、その後に示された「パワハラ防止指針」では、事業主が講ずべき措置の具体的な内容なども明確に定義しています。

にもかかわらず、各都道府県労働局や労働基準監督署の総合労働相談コーナーには、いまだに「いじめ・嫌がらせ」に係わる件数が圧倒的多数を占めています。その理由はいったい何故なのか。今回は、労働問題に精通する特定社会保険労務士の先生より、主にパワハラ防止を中心とした法的留意点のほか、実際に顧問企業に於いて対応されたご経験をもとに事例のご紹介や対応方法のポイント等について詳しく解説をいただきながらその謎を解明していただきます。

日時 **2023年12月14日(木)**

14:00～16:00

講師 社会保険労務士事務所 インセンスリーズ

特定社会保険労務士 本多 香苗 氏

Zoomによるライブ配信

講義内容 (予定概要)

参加費

労働法研究会員 : 無料
 労使関係研究会員 : 無料
 協会会員 : ¥3,300/人
 (内訳: 本体価格 ¥3,000 消費税¥300)
 一般(非会員) : ¥5,500/人
 (内訳: 本体価格 ¥5,000 消費税¥500)

- ハラスメントの定義と類型
- および個別労働紛争のデータ内訳
- 判例などから見える企業に与える影響
- 具体的な対応例(パワハラ労災認定、メンタルヘルス等)
- アンケートの上手な活用方法
- パワハラ等の予防と対策(まとめ)
- 質疑応答

【申込要領】 ●以下の申込書の太枠内に必要事項をご記入の上、ホームページかメールにて**12月8日(金)まで**にお申し込みください。(FAXも可)
 ●ホームページ(<http://www.kana-keikyo.jp>)の「募集中のセミナー」から申込可。〆切後、メールで受講方法等の詳細をお送りします。

【注意事項】 ●〆切後のキャンセルはキャンセル料(全額)を申し受けますので予めご了承下さい。

【お振込先】 ●銀行振込(横浜銀行本店営業部当座0003333)、郵便振替(00210-7-2389)、シャ)カナガワケンケイエイシャキョウカイ
 (一社)神奈川県経営者協会 〒231-0023 横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル7F TEL.045-671-7060 / FAX.045-671-7087 担当: 深澤

労働法研究会 & 労使関係研究会「ハラスメント防止対策」参加申込書

【メール送信先】kensyusanka@kana-keikyo.jp 【FAX送信先】045-671-7087 年 月 日

会社事業所名		いずれかに○印をお願いします。	
		労働法研究会員 or 労使関係研究会員 or 会員 or 一般	
住所	お申込者氏名	お申込者所属・役職	
〒			
E-mail	TEL	FAX	
ご参加者①氏名	ご参加者所属・役職	TEL	
E-mail (必須)		FAX	
ご参加者②氏名	ご参加者所属・役職	TEL	
E-mail (必須)		FAX	
右記にご記入と☑をお願いします。 ● 参加費 ¥ _____ は、 _____ 月 _____ 日に、 <input type="checkbox"/> 銀行振込、 <input type="checkbox"/> 郵便振替 の予定。			